

## 社会福祉法人岡山幸風会 役員等報酬規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人岡山幸風会（以下、「法人」という。）定款第10条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員（常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。）については、報酬を支給する。

(2) 非常勤役員等については、報酬を支給しない。

2 役員等には、役員賞与及び退職慰労金を支給しない。

### (常勤役員の報酬の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、勤務実態に即して支給することとし、常勤役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 前項の報酬等を支給する場合は、評議員会の決議を経て、理事長が別に定める。

### (費用弁償)

第4条 役員等が職務の執行にあたったときは、「社会福祉法人岡山幸風会費用弁償規程」に基づき、費用を弁償する。

### (法人職員給与との併給)

第5条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、給与規程に準ずる。

### (公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補足)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

### 附則

この規程は、平成29年6月15日より施行する。